

## 会 議 録

会議の名称	使用料、補助金等見直し検討部会（第7回）
開催日時	平成22年4月2日（金） （午前・ <u>午後</u> ）3時00分 開会 （午前・ <u>午後</u> ）4時20分 閉会
開催場所	南館10階 大会議室
出席者	<p>【外部委員】 辻田素子、坪内隆、杉田宗三、棟田勝子</p> <p>【検討部会員】 楚和企画財政部長、小林財政課長、小田地域教育振興課長、中村政策法務課長、山本人権・男女共生課長、上田政策企画課長、岡本市民生活課長、原田市民活動推進課長、廣瀬福祉政策課長、鷹取障害福祉課長、染川子ども政策課長、長澤商工労政課長、島本環境政策課長、辻都市政策課長、山田建設管理課長、河井教育政策課長、島村市民学習課長、萩原消防総務課長</p> <p>【作業部会員】 北川障害福祉課長代理、下園政策企画課長代理、秋元財政課長代理、木村市民生活課長代理、青木市民活動推進課主幹、岩崎福祉政策課主査、徳永商工労政課長代理、井澤環境政策課主査、福田まちづくり支援課係長、乾教育政策課参事、小島青少年課長代理、山田スポーツ振興課係長、中井消防総務課長代理、足立財政課主査、野村議会総務課主幹</p>
欠席者	白川一郎、為乗学校教育推進課長、平林子ども政策課係長、中田建設管理課参事、加藤学校教育推進課参事、
事務局職員	係員3人
開催形態	公開（傍聴者2人）
議題(案件)	(1) これまでの検討状況の報告
配布資料	<p>(1) 使用料等見直しの検討・報告事項</p> <p>(2) 減免に関する取扱要領及び申請書 〔市民総合センター、市民会館、男女共生センター〕</p> <p>(3) 施設使用料単価一覧（平均単価）</p> <p>(4) 施設使用料単価一覧（施設ごと単価）</p> <p>(5) 施設使用料単価一覧【平均単価（維持管理費の10%版）】</p> <p>(6) 手数料 料金算定（案）一覧</p> <p>(7) 使用料・手数料 他市状況調べ</p> <p>(8) 茨木市手数料条例施行規則（第5条）</p> <p>(9) 茨木市手数料条例規則における減免事項一覧</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>議 長 ( 企画財政部 長〔以下省略〕)</p>	<p>【議題1 これまでの検討状況の報告】 前回の指摘及び現状の検討状況について、資料1に沿って作業部会員から報告する。なお、4月1日付の人事異動に伴い、検討部会員の一部が変更となっている。</p>
<p>作業部会員</p>	<p>1 前回の指摘事項 減免団体の申請・認定手続きの資料等について(資料2) 前回指摘のあった減免の認定手続の例として、市民総合センター・市民会館・男女共生センターで実際に使用している取扱要領と提出書類を資料2に示している。</p>
<p>作業部会員</p>	<p>施設別の単価一覧資料について(資料3～5) 前回まで、施設の貸出業務等にかかる事務的な手数料を「事務費」としていたが、今回から「総務管理費」に名称を変更した。 また、前回の会議で、総務管理費は1日900円ではなく、算定基準額の10%としてはどうかという意見を受けたため、維持管理費の10%を総務管理費とした場合の試算額を資料5に示している。</p>
<p>外部委員</p>	<p>今回、減免の取扱要領を見直すということだが、減免の要件は書類等で裏付けがとれるものとなっているか。料金を減免するということは、本来入るべき税金が入ってこなくなるということである。必ず検証できる要件を設定し、きちんと審査を行うシステムとすることが必要である。</p>
<p>作業部会員</p>	<p>減免した分は税金で賄うこととなるため、しっかりとしたチェック体制が必要と考えている。取扱要領に沿って、適正に運用していきたい。</p>
<p>外部委員</p>	<p>市民団体の活動の継続の方がとても大変なことである。市は、チェック体制を強化する視点だけでなく、市民団体の育成という観点からフォローを行うことも必要ではないか。</p>
<p>作業部会員</p>	<p>市内には様々な市民団体があり、これらの育成も大切であると考えている。施設使用料の減免だけが団体への支援ではないので、他の方策も含めて、各課とも力を入れていきたい。</p>
<p>議 長</p>	<p>施設使用料の単価について、作業部会員から詳細や傾向を解説願いたい。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会員	<p>資料4の施設ごと単価は、施設ごとの経費を見るための参考として示している。これによると、生涯学習センター等の料金が高くなる傾向がある。資料5については、総務管理費を維持管理費の10%とした場合、ホールなど大きな施設の額が大きくなる。逆に、会議室等では総務管理費が900円以下となるところが多くなっている。</p> <p>総務管理費については、「各施設一律900円」及び「維持管理費の10%」の2通りの考え方を挙げている。900円とするのは、面積や形態に関わらず、どの施設にも一定の行政の関与部分があるというものであり、10%とするのは、行政の関与の大きさは施設の大きさに比例するというものである。これを踏まえて、料金案の検討を進めていきたい。</p>
外部委員	<p>平均単価による算定と施設ごと単価による算定については、一長一短である。平均単価を用いると、経費の高い施設と安い施設の単価が同じになるので、新しい施設は実際の経費は安い料金には反映されない。しかし、互換性のある施設もあり、ある会議室が予約できなかったために別の会議室を使用する場合などを想定すると、平均単価とするのが一般的かと思われる。</p>
外部委員	<p>総務管理費を900円とする場合と10%とする場合では、トータルするとどちらの料金が高くなるのか。</p>
作業部会員	<p>10%の場合の額は正確に算出していないが、ホールなどが高くなるとしても頭打ちがあり、会議室等の額は下がるため、おそらく900円とした場合の方が高くなると思われる。</p>
外部委員	<p>総務管理費は10%の方が料金設定として適していると思う。900円とするのは、理屈があってないようなものである。維持管理費が20万円の施設でも800円の施設でも、総務管理費を一律900円とするのは違和感がある。</p>
作業部会員	<p>10%という数字が適正であるかどうかお伺いしたい。なぜ10%なのか。</p>
外部委員	<p>何%とするのが正しいかを判断するのは難しいが、定額よりは定率の方が良いだろうということである。「維持管理費の10%」とするのが分かりやすいと思われる。ホテルなどのサービス料は10%なので、それに準じるということも言えるかもしれない。</p>
外部委員	<p>同じく、10%の方が適していると感じられる。900円という額は、どのように設定したのか。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会員	施設の貸出等にあたっては、人件費が必要となるが、実態に合わせて算出すると額が大きくなりすぎ、また、貸出業務を臨時職員や嘱託員等が行う施設では、実態と金額が合わなくなる。そこで、事務的な経費として、一般的な手数料である 300 円の定額を基準に、午前・午後・夜間の 3 つの区分それぞれに計上することとして、1 日当たりでは 900 円と設定したものである。
外部委員	900 円という額は、平均すると維持管理費の 10% に近い数字なのか。
作業部会員	現段階では、そこまでは検証していない。
議 長	総務管理費を 900 円とするか定率とするかについては、ここまでの議論を踏まえて、もう少し検討を重ねたい。
作業部会員	<p>2 手数料の状況 料金算定(案)の状況(資料 6、7)</p> <p>料金の算定案は、資料 6 のとおりである。市民課・市民税課の手数料は、現行でおおむね適正な額となっている。その他の手数料では、現行額と大きく乖離しているものもあるが、これは、発行件数が少ないことに加え、事務が電算化されておらず、証明にかかる事務が多いなどの理由によるものである。また、境界明示手数料など、受益者だけでなく市にも利益がある手数料もあり、今回、手数料は改定しないというのが作業部会の考えである。</p> <p>なお、資料 7 に他市との料金比較を示しているが、本市の手数料は、近隣市と比べてもおおむね同等の額である。</p> <p>個人減免の見直しの取組みについて(資料 8、9)</p> <p>本市の手数料条例施行規則中の減免に関する規定は、資料 8 のとおりである。条文の(2)にある「別表」が資料 9 である。</p> <p>見直しを検討するのは、資料 9 (28 ページ)に例示した「無料で証明を行うことができる」など、いわゆる「できる規定」による減免について、今後も減免を行うかどうかという点である。なお、北摂地域では、厚生年金保険法に基づく減免は吹田市と本市のみが実施し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく減免は全市が実施している。</p> <p>また、手数料における減免基準は、資料 9 (28 ページ)のとおりである。</p>
外部委員	資料 6 にある「電算経費」には何が含まれているのか。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会員	ホストコンピュータにかかるリース料やメンテナンス料が含まれており、情報システム課で算出している。証明の種類ごとに経費を按分することは困難であるため、主な証明手数料の経費ごとにまとめて加算している。
外部委員	例えば、証明発行カードの交付には電算経費が加算されていないが、実際にはどうなのか。
作業部会員	実態を確認しておく。他に加算している電算経費から、額を按分するなどの方法を検討する。
外部委員	電算経費は全ての証明事務にかかるものであるが、あえて区分する必要があるのか。
作業部会員	人件費や物件費は各担当課で算出し、電算経費は情報システム課で一括して算定している。このため、確認の意味で区別して記載している。
議 長	電算経費はほぼ全ての証明発行にかかるものなので、額を按分する、平均額を用いるなど、算出方法を考えたい。
外部委員	証明発行にかかる経費と料金をリンクさせることには、あまり意味がないのではないか。発行作業に要する時間や発行件数から人件費を算出していると思うが、市民からすれば、発行に時間がかかるから手数料が高くなるというのは納得しにくい。それよりも、他市の状況と比較して、料金が妥当であるかどうかということの方が重要だと思われる。
作業部会員	戸籍の手数料を計算する際の標準単価の算定式というものが国から示されているので、それに則って計算したものである。
外部委員	手数料について、他市との情報交換や検討会などの場はあるのか。
作業部会員	特にはない。
検討部会員	基本的には、特定の者に提供する役務について、手数料を徴収することができる旨が地方自治法に定められている。人件費・物件費や他市の状況を考慮して、適正な料金設定としたい。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
外部委員	作業に要する時間は、事務を効率化することで短縮することができる。市民の立場からすると、事務を効率的にすれば人件費が下がって手数料が下がるというぐらいの印象であると思う。
外部委員	資料6は、この会議にのみ使用するものか、それとも外部へ公表するものなのか。ここに示されている個別の算定額にはあまり意味がないように思うが、どのように使うつもりで作成されたのか。
作業部会員	主要な証明手数料をまとめて平均額を示すことも可能だが、個別に額を示したのは、現行の手数料に対して、実際にはどれだけの経費がかかっているのかを検証するためであり、資料6はこのための基礎資料である。
外部委員	使用料と手数料とでは、条件は違うと思う。市民から見たら、効率よくやって、どれだけ手数料を下げられるか、という資料にはなるだろうが、人件費など前提とする条件によって、算出される金額は変動する。 本市の手数料は、他市と比較しても高くはないということと言える。
外部委員	同一の条件で毎年算出して、時系列で経費を比較できる資料があれば、市民にとって納得しやすく、市が努力して経費を下げているということも示せるのではないか。
作業部会員	経費については、定期的に算出していきたいと考えている。発行事務の効率化についても努力していく。
外部委員	資料6に示された額が、証明発行に実際にかかっている経費だとは納得しがたい。様々な前提条件があり、人件費なども変わる。時系列での比較資料などには使えるが、あくまで料金設定の目安に留めるのが適当ではないか。
議 長	資料6中では「人件費」・「物件費」と大きな区分で示しているが、これでは検証が難しいと思われる。何人分の人件費がかかっているのか、物件費には何が含まれているのかなど、内容を次回に示したい。 時系列での比較資料については、出せるかどうか検討する。
外部委員	資料9の減免事項のうち、「できる規定」は28ページの2種類だけか。
作業部会員	資料9に示す36種類全てが「できる規定」となっており、これら全てが検討対象である。全ての減免を一律に廃止するというわけではないが、他市状

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>況などを考慮しながら、どこまで減免を適用するかを検討していく。</p>
外部委員	<p>手数料減免の目的の一つは社会的弱者への支援であり、施設目的のための使用料減免とは性質が異なるのではないか。</p> <p>また、この資料だけでは、各法令の条文の中身が不明である。手数料における減額・免除制度の基準とあるが、弱者の度合いがどうかなどは分からない。材料がないので、議論のしようがない。</p>
作業部会員	<p>規定があるから減免するのではなく、一定の基準で見直しを行うという点では、使用料の場合と同じであると考えている。</p> <p>個別の材料は示していないので、指摘されているとおりである。今回は、考え方をご理解いただきたいということである。</p>
外部委員	<p>資料9だけを見ると、ほぼ全ての人が減免対象であるように見える。</p>
議 長	<p>実際には、さらに「どのような人が」、「何のために」などの規定がある。この資料だけでは説明が不足している部分もあるので、法の趣旨を踏まえた資料を作成し、次回に示したい。</p>
議 長	<p>施設の使用料減免については、厳格な運用を行う。また、総務管理費の設定方法は、もう少し検討を重ねたい。</p> <p>手数料については、今回初めての議論となったが、追って詳細な資料を作成し、会議で示したい。</p>
	以上